

令和8年度瀬戸市立陶原小学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、絶対に許されない行為です。しかしながら、いじめは、どの集団の中でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものです。教職員は、この認識をもとに日頃から些細な兆候を見逃さないように努めます。また、全教育活動を通じて正しい知識と情報に基づいた指導を徹底するとともに、誤解やそこから生じる偏見・忌避意識などの防止に努めます。

学校は、児童が教職員や友人と信頼関係を築き、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。そのために、児童一人一人が大切にされているという実感をもてること、互いに認め合える人間関係をつくることを大切にしていきます。そして、児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育みながら、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていきます。

なお、いじめは、一定の人間関係のある者によって行われ、心理的又は物理的な影響を与える行為であり、被害児童が心身の苦痛を感じているものと定義され、本校においても法の趣旨に基づき対応します。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織

- いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。また、その常設下部組織として「いじめ・不登校等に関わる情報交換会」を設置します。
- 「いじめ・不登校対策委員会」及び「いじめ・不登校等に関わる情報交換会」は次のメンバーで構成します。
 - ・校長 ・教頭 ・全教員 ・事務職員 ・スクールカウンセラー（以下 SC）
 - ・スクールソーシャルワーカー（以下 SSWer）
- 「いじめ・不登校対策委員会」は原則として月1回開催します。また、「いじめ・不登校等に関わる情報交換会」は原則として週1回開催します。
- 「いじめ・不登校対策委員会」は、必要に応じて「いじめ・不登校対策 臨時委員会」を置くこととします。
- 「いじめ・不登校対策臨時委員会」は、次のメンバーの中からその都度校長が選任します。
 - ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・校務主任 ・いじめ・不登校対策委員
 - ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・関係学年担当教員 ・SC 等

(2) 組織の役割

ア いじめ・不登校対策委員会は、次のことに取り組みます。

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況を確認します。
- 年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解と意識啓発を図ります。また、実効あるいじめ防止対策を立案・計画します。
- 年度末に学校におけるいじめ防止対策等の検証を行い、改善策を検討します。
- 教員に対し、児童理解、教育相談、いじめ事案への対応等に必要研修を計画します。
- 通信やホームページ等を通して、児童及びその保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を行います。

- いじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、いじめの疑いがある場合等において、情報共有を行うとともに、組織的な対応策を決定します。
- いじめが解消している状態に至った場合において、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行うための方策を決定します。
- 「いじめ・不登校に関わる情報交換会」において、いじめ・不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題や、それらに関する事等について、情報を共有します。

イ 「いじめ・不登校対策 臨時委員会」は、次のことに取り組みます。

- いじめを発見したとき、通報を受けたとき、いじめの疑いがあるとき等に、速やかに、かつ組織的に対応します。
- 「いじめ・不登校対策 臨時委員会」は、その活動内容等について、「いじめ・不登校対策委員会」に報告します。

3 いじめ防止等のための方策

(1) いじめ未然防止の取組

- 自分が認められている、大切にされているという自己有用感を育めるような、互いに認め合える集団づくりを行います。
- なかよしグループ（異学年集団）の活動や陶原タイム（ソーシャルスキルトレーニング）、学校保健週間の活動、保育園や老人ホームとの交流等を通して、温かい人間関係づくりの基盤となる資質・能力を育成します。
- 学校が安心して安全な場であるように、規律正しい態度で学校生活が営めるように指導します。（「心の天気」による子どもたちの日常的な心情把握などの活用）
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、ネットいじめの被害者・加害者にならないように指導します。
- すべての児童が参加・活躍できる、わかる・楽しい授業を目指して授業改善を進めたり、児童理解・教育相談等に対するスキル向上を図ったりするための教員研修の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 全教職員で、全児童の様子を注意深く観察し、小さなサインを見逃さず、速やかに対応するよう努めます。
- 教職員間の情報交換を密にして、休み時間や担任以外の授業時、登下校等の児童の様子把握に努めます。
- 教職員と児童、教職員と保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整えます。
- 教育相談（あのねタイム）の実施、養護教諭による相談活動など、児童が相談しやすい環境を整えます。
- SC や SSWer、各種関係機関等、教職員以外の相談窓口があること、担任以外の教員にも相談が可能であることを、児童に周知します。
- Q Uテスト（学級集団アセスメント）、複数の生活アンケート（あのねタイムアンケート・きもちアンケート・心のアンケート・など）を組み合わせ実施し、学級内の児童の様子や人間関係等を把握します。
- 教職員同士が情報交換や話し合いをしやすい、温かい職場づくりに努めます。

(3) いじめ等に対応する措置

- いじめを発見したとき、通報を受けたとき、いじめの疑いがあるとき、教職員は速やかに校長に報告します。校長は、報告の内容を整理し、「いじめ・不登校対策 臨時委員会」を招集します。
- 「いじめ・不登校対策 臨時委員会」は、校長の指示により、情報の共有、新たな情報の収集、事実関係の把握・整理、初期対応等の方針等を策定し、組織的対応に必要な役割分担を行います。
- 「いじめ・不登校対策 臨時委員会」は、「いじめ・不登校対策委員会」に、発生したいじめ等に関わる事案についての報告を行い、情報共有を図るとともに、初期対応等についての経過を検証し、組織としての具体的な対応策を改めて決定します。全教職員はその決定に従い、組織的に対応します。
- いじめを発見した際は、被害児童を守り通すという姿勢で対応します。被害児童の担任、養護教諭、SC、SSWer 等は、被害児童の保護者との連絡を密に行うとともに、被害児童の心身のケアを担います。
- いじめの加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導及び支援を行います。加害児童の担任、養護教諭、SC、SSWer 等は、加害児童の保護者との連絡を密に行うとともに、加害児童の成長支援の観点から、指導・相談・支援等を担います。
- いじめが起きた集団には、いじめを見過ごさない、生み出さないなどの指導を行います。関係学年・学級等の担任を中心に、全教職員で見守ります。
- いじめ・不登校対策委員会は、必要に応じて警察、その他の関係機関等と連携して取り組みます。特に、ネット上のいじめへの対応については、法務局等と連携します。

(4) 重大事態が発生した場合の対応

- いじめ防止対策推進法第 28 条が規定する重大事態が発生した場合、学校は速やかに市教育委員会に報告し、その指導に基づいて適切に対応します。
- 重大事態について、学校が主体となって事実に関する調査を実施する場合は、市教育委員会の指導・助言等に従い、事案に応じた適切な専門家を加えるなどして対応します。
- 学校が主体となった調査の結果については、市教育委員会の指示に従い、被害児童及びその保護者に対して適切に情報提供を行います。

(5) 保護者・地域との連携

- 家庭においては、心身の変化や気になる事柄が見られる場合には、早期に学校へ相談していただくよう周知します。
- 保護者及び地域の皆様には、本校のいじめ防止の取組について理解していただくとともに、いじめに関わる情報を得た場合には速やかに連絡していただくよう協力を求めます。
- 学校は、家庭・地域と連携しながら、児童を見守る体制づくりに努め、いじめを生まない環境づくりを進めます。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけます。
- 学校評価の結果を踏まえて年度末に見直しを行い、学校いじめ防止基本方針に基づく取組がより実効性のあるものとなるように努めます。

5 その他

- 各種相談機関の情報（電話相談・メール相談等）の広報に努めます。
- 子どもの人権SOSミニレター用紙を職員室前に常設します。

6 令和8年度いじめ防止等に係る年間計画

○教職員等の取組 ◇児童が関わる取組・活動等

年 間 計 画	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・不登校対策委員会の編制 ○8年度学校いじめ防止基本方針等の確認・修正 ○いじめ防止方針等の周知・広報について検討 ◇通学団会・下校指導
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校ブロックいじめ・不登校情報交換会 ◇なかよしグループ顔合わせ会 ◇心のアンケート ◇教育相談（あのねタイム） ○西村則子先生巡回相談
6月	○Q-Uテスト
7月	○個人懇談
8月	○市教委主催各研修会等への参加
9月	○研修内容伝達講習
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○精神衛生講座（児童理解について研修） ◇学校保健委員会 ◇保健週間 ◇あのねタイムアンケート、あのねタイム ◇5年保育園訪問及び6年愛厚ホーム訪問（実施については要検討） ◇通学団会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校ブロックいじめ・不登校情報交換会 ○Q-Uテスト ◇なかよしグループ活動
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談 ◇人権集会 ◇いじめ防止標語募集
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 ○入学説明会におけるいじめ防止基本方針の周知 ◇情報モラル教室
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の公表 ◇なかよしグループ活動
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校ブロックいじめ・不登校情報交換会 ○小中連携情報交換会 ○8年度のまとめと9年度への引き継ぎ ○9年度学校いじめ防止基本方針の立案

＜通年にわたる取組＞

- SCによる相談活動
- SSWerによる巡回（随時）
- ◇陶原タイム（水曜日昼）
（SSTによるコミュニケーション能力アップ）
- ◇「心の天気」による日常的な心情把握
- ◇「コグトレ」による認知能力アップ
- ◇きもちアンケート
（月1回程度）
- いじめ・不登校対策委員会
（毎月職員会議後）
- いじめ・不登校に関わる情報交換会（木曜日打合後）
- ◇児童会あいさつ運動
- ◇児童会企画行事
（児童会行事等は、情勢に応じて柔軟に対応する）

